

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
7月28日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路整備課）……………一
 - 東和都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………二
 - 大島都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………二
 - 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（港湾課）……………二
 - 海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域（港湾課）……………四
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………四
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………五
 - 公安委規則
 - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………六

山口県告示第二百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道徳山下松線荒神大橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。



平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道徳山下松線荒神大橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 下松市大字末武中字荒神から同市潮音町八丁目までの間
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
P C三径間連結ポストテンション工橋式橋りよう		一一六・〇メートル	一五・八	二四・八	二四・八	九・〇	メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年七月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千二百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月二十八日から同年八月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年九月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三―六四七一）にすること。

山口県告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、東和都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東和都市計画下水道事業周防大島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十二年八月二十日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字平野

山口県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、大島都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大島都市計画下水道事業周防大島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十六年六月二十日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字椋野、大字東三浦、大字西三浦、大字小松、大字小松開作及び大字西屋代

山口県告示第二百八十七号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十二年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 七の三 山口県山南沿岸下関港海岸長府外浦地区海岸に関する部分を次のように改める。
- 七の三 (一) 海岸の名称
山口県山南沿岸下関港海岸長府外浦地区海岸
- (二) 指定区域
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五の各点を順次結んだ線及び基点二五、補助点二五の一、二一の一、一八の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 下関市長府宮崎町三〇八六番地の標柱の位置(北緯三三度五九分一八・五八〇秒東経一三〇度五九分三八・九八五秒)から四五度五七分五秒一〇・〇〇メートルの地点
- 二 基点一から二二五度五七分五六秒四〇・五九メートルの地点
- 三 基点二から三三七度三八分二三秒一四・六八メートルの地点
- 四 基点三から三〇二度五三分二一秒三・四九メートルの地点
- 五 基点四から三三三度五一分五二秒六・一〇メートルの地点
- 六 基点五から三二八度〇一分三二秒一・二〇メートルの地点
- 七 基点六から三四〇度一〇分四八秒四六・二九メートルの地点
- 八 基点七から三二五度〇二分四三秒四〇・三五メートルの地点
- 九 基点八から三四五度一四分〇九秒四三・七四メートルの地点
- 一〇 基点九から二七六度三〇分一四秒一四・七〇メートルの地点
- 一一 基点一〇から一六五度一分一九秒五一・五一メートルの地点
- 一二 基点一一から一四四度五九分五秒四一・〇二メートルの地点
- 一三 基点一二から一六〇度〇九分一九秒四九・五一メートルの地点
- 一四 基点一三から一四二度一四分五七秒一〇・八〇メートルの地点
- 一五 基点一四から一三三度四九分〇七秒六・六五メートルの地点
- 一六 基点一五から一五八度四〇分三八秒一五・五四メートルの地点
- 一七 基点一六から一三三度三〇分〇二秒三・三二メートルの地点
- 一八 基点一七から二二五度五八分〇〇秒一七七・七七メートルの地点
- 一九 基点一八から二五〇度三三分〇二秒一五・八六メートルの地点
- 二〇 基点一九から二七四度二六分五五秒一五・六〇メートルの地点
- 二一 基点二〇から二二二度四五分〇〇秒二六二・四七メートルの地点
- 二二 基点二一から二四三度二三分五九秒一四・五一メートルの地点
- 二三 基点二二から二七四度五六分〇〇秒二二三・六四メートルの地点
- 二四 基点二三から三〇九度一六分五五秒一一・七一メートルの地点
- 二五 基点二四から二四四度三一分五一秒六・二二メートルの地点

補助点

- 一の一 基点一から一三四度三九分五一秒三四・三〇メートルの地点
- 一八の一 基点一八から一三八度〇五分五八秒三五・九五メートルの地点
- 二一の一 基点二一から一六〇度二六分五〇秒六二・六一メートルの地点

二五の一 基点二五から一八五度一六分〇一秒五三・五一メートルの地点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四

年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

七の四 山口県山口南沿岸下関港海岸前田地区海岸に関する部分を次のように改める。

七の四 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸下関港海岸前田地区海岸

(二) 指定区域

- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八の各点を順次結んだ線及び基点二八、補助点二八の一、二五の一、二二の一、一九の一、一八の一、一一の一、五の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 下関市前田一丁目三〇〇番地の一の地先の標柱の位置(北緯三三度五八分二五・一七四秒東経一三〇度五八分一七・三二一秒)
- 二 基点一から二三七度〇二分五九秒三一・四三メートルの地点
- 三 基点二から二四六度四六分五九秒七一・二〇メートルの地点
- 四 基点三から一七六度二四分〇二秒二五・六三メートルの地点
- 五 基点四から一五六度〇三分四九秒二・九〇メートルの地点
- 六 基点五から二〇七度二三分五三秒〇・八〇メートルの地点
- 七 基点六から二二五度五一分四一秒一・四二メートルの地点
- 八 基点七から二二五度二九分〇九秒一・六七メートルの地点
- 九 基点八から三二二度四八分五六秒〇・四三メートルの地点
- 一〇 基点九から二三〇度四二分二〇秒一八・五三メートルの地点
- 一一 基点一〇から一六二度〇四分二九秒〇・六四メートルの地点
- 一二 基点一一から二二八度四一分二秒〇・五五メートルの地点
- 一三 基点一二から三三八度五九分一七秒二・九〇メートルの地点
- 一四 基点一三から二八九度三八分五六秒一一・〇九メートルの地点

- 一五 基点一四から二二九度二分〇〇秒六〇・四四メートルの地点
- 一六 基点一五から二二七度四分〇〇秒八六・四九メートルの地点
- 一七 基点一六から一七九度五分〇二秒一二・九五メートルの地点
- 一八 基点一七から一一三度〇〇分一秒三・九二メートルの地点
- 一九 基点一八から二六度一分五五秒三〇・八一メートルの地点
- 二〇 基点一九から三四〇度五六分〇五秒五・四六メートルの地点
- 二一 基点二〇から二七八度四七分五七秒一二・一〇メートルの地点
- 二二 基点二一から二二七度三八分〇〇秒七六・三七メートルの地点
- 二三 基点二二から二四五度二分〇〇秒六九・三九メートルの地点
- 二四 基点二三から二二二度二分五九秒七七・五二メートルの地点
- 二五 基点二四から二三二度一分〇一秒六一・二二メートルの地点
- 二六 基点二五から二五一度二分四九秒一〇五・八五メートルの地点
- 二七 基点二六から三二二度五一分〇一秒一八・一二メートルの地点
- 二八 基点二七から二六九度一分〇三秒一二・八三メートルの地点

補助点

- 一の一 基点一から一〇七度二七分〇〇秒四七・六七メートルの地点
 - 五の一 基点五から一五六度〇四分〇〇秒二七・五七メートルの地点
 - 二の一 基点二から一五八度五八分五八秒二八・二九メートルの地点
 - 一八の一 基点一八から一一二度五九分五八秒二九・七三メートルの地点
 - 一九の一 基点一九から一六〇度五六分〇二秒二八・五六メートルの地点
 - 二二の一 基点二二から一六五度二八分五九秒四五・七九メートルの地点
 - 二五の一 基点二五から一四七度〇二分〇二秒四一・九三メートルの地点
 - 二八の一 基点二八から一七一度四一分〇一秒六二・五〇メートルの地点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

山口県告示第二百八十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち次の区域を下関港港湾管理者の長が管理する区域として定める。

平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海岸の名称

山口県山口南沿岸下関港海岸長府外浦地区海岸

二 区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 下関市長府外浦町四六〇番地の一の標柱の位置(北緯三三度五九分二〇・七三二秒東経一三〇度五九分三六・三二九秒)
 - 二 基点一から三二五度〇二分四三秒二一・三四メートルの地点
 - 三 基点二から三四五度一分〇九秒四三・七四メートルの地点
 - 四 基点三から二七六度三〇分一四秒一四・七〇メートルの地点
 - 五 基点四から一六五度一分一九秒五一・五一メートルの地点
 - 六 基点五から一四四度五九分五九秒二六・一三メートルの地点
- 注 方位は、真方位とする。

山口県告示第二百八十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表中 「財団法人山口県自動車振興セン」を「一般財団法人山口県自動車振興センター」に改める。



(二二三) 大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年七月二十八日から同年十一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル柳井店
 所在地 柳井市柳井一五七四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 代表者の氏名
 パニー 榎木野仁司

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 榎木野仁司
 パニー

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年三月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、六五〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二一六台

(二) 駐輪場の収容台数

六〇台

(三) 荷さばき施設の面積

(四) 一七五平方メートル
 廃棄物等の保管施設の容量
 五二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社トライアルカンパニー 午前零時 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで
 届出年月日
 平成二十九年七月十三日

(二二四) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年七月二十八日から同年十一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。
 平成二十九年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二二六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項の概要		

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社音通エフ・リテール
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大阪市北区本庄東二丁目一番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岡村 邦彦

四 届出年月日

平成二十九年七月十日

五 変更年月日

平成二十九年六月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	サンカクヤ株式会社	—

四 届出年月日

平成二十九年七月十日

五 変更年月日

平成二十九年七月四日



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「移動に用いる用具等」を「人の移動の用に供するロボット」に改める。

第十七条第九号中「、移動に用いる用具等の」を「の移動を伴う実験、人の移動の用に供するロボットの試験又は自動車から遠隔の地にいる運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

平成二十九年七月二十八日印刷
平成二十九年七月二十八日発行

発行所 山口県知事